

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月28日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 天 白 郁 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月27日 午前 9時00分から 令和 8年12月 4日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年12月11日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 9年 1月 8日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年12月14日 午前 9時00分から 令和 8年12月15日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月28日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 840, 000 1, 472, 000	一括	368, 000	68, 152	15, 828
1	1, 470, 000				
2	370, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 日立市十王町友部字大谷下
地 番 378番4
地 目 宅地
地 積 694.33平方メートル
- 2 所 在 日立市十王町友部字大谷下378番地4
家屋 番号 378番4
種 類 店舗 居宅
構 造 木造セメント瓦葺平家建
床 面 積 81.45平方メートル
(現況)
床 面 積 約105.17平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年12月23日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。同人所有の売却対象外未登記建物(①種類:居宅・作業所、構造:木造瓦葺2階建、床面積:1階約108.50平方メートル、2階約83.63平方メートル、②種類:作業所、構造:鉄骨造スレート葺平家建、床面積:約194.33平方メートル)が本件土地上に存在する。

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。

2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 日立市十王町友部字大谷下 |
| | 地 番 | 378番4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 694.33平方メートル |
| 2 | 所 在 | 日立市十王町友部字大谷下378番地4 |
| | 家屋 番号 | 378番4 |
| | 種 類 | 店舗 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 81.45平方メートル |
| | (現況) | |
| | 床 面 積 | 約105.17平方メートル |



令和 7 年（ケ）第 121 号
令和 7 年 9 月 2 日受理
令和 7 年 10 月 31 日提出
（ 評 価 人 長 島 理 ）

現況調査報告書

水戸地方裁判所

執行官 粉 川 宗 尚

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 日立市十王町友部字大谷下
地 番 378番4
地 目 宅地
地 積 694.33平方メートル

2 所 在 日立市十王町友部字大谷下378番地4
家屋 番号 378番4
種 類 店舗 居宅
構 造 木造セメント瓦葺平家建
床 面 積 81.45平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	■(住居表示未実施) □		
土地	物件1		
現況地目	■宅地(物件) □公衆用道路(物件) □ (物件)		
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有し、占有している。 □物件 の土地は公衆用道路として使用されている。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	□ない ■ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である。 ■公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物)。 □種類: □構造: ■床面積: 約105.17 m ²		
物件目録にない附属建物	■ない □ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 店舗・居宅等 として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	台所周辺の床板が傷み、たわみを感じるほか、体感として同所付近の床が東方向へ傾斜(下がっている。)ように思われた。		
執行官保管の仮処分	■ない □ある 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

目的外建物の概況 (物件 関係)		
1	所 在	日立市十王町友部字大谷下 378 番地 4
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 作業所
	構 造	木造瓦葺 2 階建
	床面積 (概略)	1 階 約 108.50 m ² 2 階 約 83.63 m ²
	所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和 45 年 月 日頃 (家屋 (補充) 課税台帳登録事項証明書の記載から認定した。) ☐ 不明
	建 築 者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	そ の 他 の 事 項	
2	所 在	日立市十王町友部字大谷下 378 番地 4
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 作業所
	構 造	鉄骨造スレート葺平家建
	床面積 (概略)	約 194.33 m ²
	所 有 者	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和 52 年 月 日頃 (家屋 (補充) 課税台帳登録事項証明書の記載から認定した。) ☐ 不明
	建 築 者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (本件所有者)	1 本物件に (は), (1) 所有者が使用 (占有) しています。 ただし, 私が経営していた自動車販売及び修理のための設備 や備品, 建物 (目的外建物) が存在します。 (2) 新築以降の増改築については記憶があいまいで, よく覚えて いません。 (3) 建物や工作物含め, 第三者の所有物はありません。 (4) 境界争い等隣地との紛争はありません。 (5) 目立った故障不具合はありません。 (6) 産廃の投棄・埋設や不自然死などの事件事故はありません。 2 数十年前の出来事なため, 目的外建物を建築した時期はよく覚え ていません。 【現地聴取要旨】

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地・建物の占有状況については、所有者の陳述及び上記現場の状況等を考慮して、2枚目記載のとおり認定した。

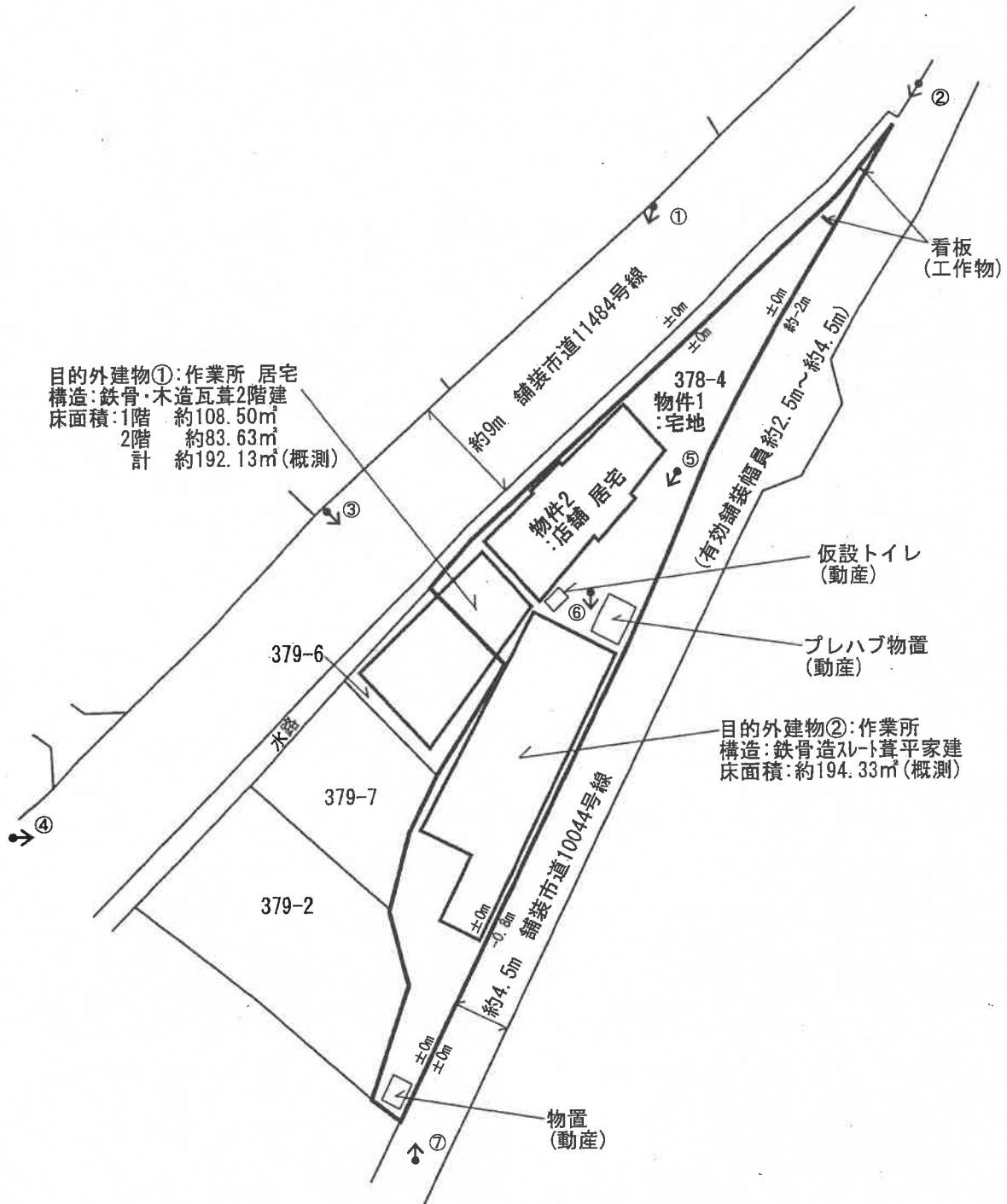
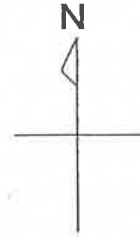
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年9月3日(水)	当 庁	役場(所)照会(照会書郵送)
令和7年9月25日(木)	当 庁	所有者照会(照会書郵送)
令和7年10月1日(水) 14:30-16:00	物件所在地	立入調査 占有調査 図面作成・写真撮影 ☐ 債務者・ ☒ 所有者・ ☐ か ら聴取 評価人同行
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(6 枚目)

土地建物位置関係図

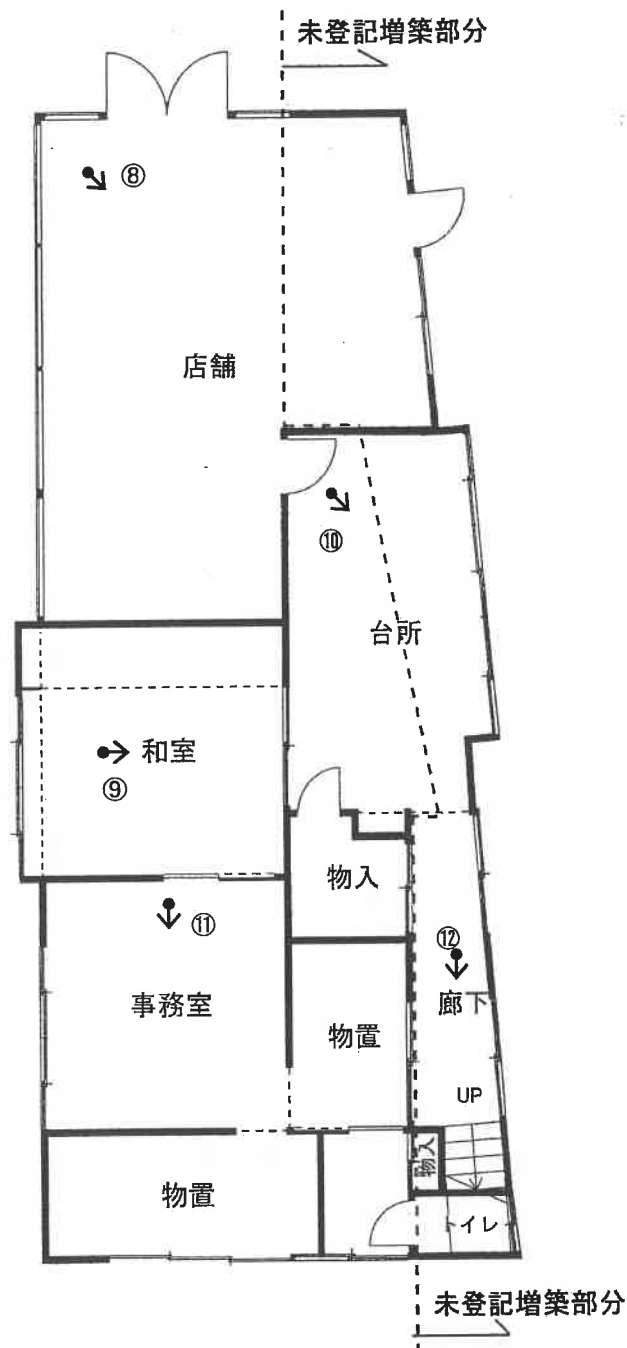
令和7年(ケ)第121号
日立市十王町友部



《凡例》
撮影方向: ←
写真番号: ①

建物間取略図

物件2: 店舗 居宅
木造セメント瓦葺平家建



床面積: 約105.17㎡(概測)
(未登記増築部分: 約23.72㎡)

《凡例》
撮影方向: ←
写真番号: ①

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



求 意 見 書

長 島 理 殿

令和 8年 9月 9日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 天 白 郁 也

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から5日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意 見 書

売却基準価額の変更は、

- (1) 相当である。
- (2) 不相当である。

(3) その他



令和 8年 9月 10日
評価人

長 島 理



物 件 目 録

- 1 所 在 日立市十王町友部字大谷下
地 番 378番4
地 目 宅地
地 積 694.33平方メートル
- 2 所 在 日立市十王町友部字大谷下378番地4
家屋 番号 378番4
種 類 店舗 居宅
構 造 木造セメント瓦葺平家建
床 面 積 81.45平方メートル
(現況)
床 面 積 約105.17平方メートル



(別紙)

物件番号	前回の売却基準価額 (円)	今回の売却基準価額 (円)	一括売却
1	2,100,000	1,470,000	0
2	530,000	370,000	0
1, 2	2,630,000	1,840,000	一括
(備 考)			



令和 7年（ケ）第 121号
令和 7年 9月 2日 受 命
令和 7年10月 1日 現地調査
令和 7年11月18日 評 価
令和 7年11月18日 提 出

水戸地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
長 島 理

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2, 6 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2, 1 0 0, 0 0 0 円
物件2 (建物)	金 5 3 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1・同2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当の割付と超過売却（民事執行法73条）の判定を行うことの参考として、一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地価格は物件2の建物及び目的外建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	日立市十王町友部字大谷下 3 7 8 番 4 宅 地 694.33㎡	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	日立市十王町友部字大谷下 3 7 8 番地 4 3 7 8 番 4 店舗 居宅 木造セメント瓦葺平家建 81.45㎡	約105.17㎡
特記事項			
○物件1 土地には、未登記の目的外建物2棟がある。評価に当たり未登記目的外建物の敷地利用権の負担を考慮した。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	物件1 JR常磐線「十王」駅の南方、道路距離約300m 「十王駅西口」バス停留所の南方、道路距離約300m	
付 近 の 状 況	日立市十王町友部地区内、十王駅徒歩圏の系統性の良好な市道沿いに、低層住宅のほか事業所等もみられる住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制	市街化区域 準工業地域 指定 60% 指定 200% なし
画 地 条 件	物件1 地積 : 公簿694.33㎡ 間口 : 約54m 奥行 : 最大約17m 形状 : 不整形 地勢 : 平坦 高低差 : 北西側接面道路と概ね等高、南東側接面道路より約0m～2m高い。 接面道路との関係 : 角地	
接面道路の状況	北西約9m舗装市道(建築基準法第42条第1項道路) 南東約4.5m舗装市道(建築基準法第42条第1項道路、一部有効幅員約2.5mの狹隘部分あり。)	
土地の利用状況等	土地所有者が物件2（店舗 居宅）を所有して敷地の用途に使用している。その他、未登記目的外建物①が本件土地に跨って建てられ、また未登記目的外建物②が、本件土地の南側部分に存する。その他、看板（工作物）、プレハブ物置（動産）等がある。（土地建物位置関係図参照） 【物件2の敷地利用範囲】 物件1の一部、概測約323㎡（法定地上権成立、1-aとする。） 【目的外建物①②の敷地利用範囲】 物件1の一部、概測約371.33㎡（場所的利益を考慮、1-bとする。）	
供給処理施設	上水道 : あり 都市ガス : なし 下水道 : あり （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	土地使用の履歴（元自動車整備業の作業所兼居宅の敷地）から推定して、土壤汚染対策法に定められた特定汚染物質の影響リスクは低いものと推認するが、詳細については専門調査機関による詳細調査を行わないと確定出来ない。
特 記 事 項	○【物件1土地上の未登記目的外建物の概要】 ○目的外建物① 所在：日立市十王町友部字大谷下378番地4、379番地6 家屋番号：なし（未登記） 構造・種類：鉄骨・木造瓦葺2建 作業所 居宅 床面積：1階約108.50㎡、2階約83.63㎡（概測） 所有者：本件所有者 建築時期：昭和45年新築（課税台帳記載より） ○目的外建物② 所在：日立市十王町友部字大谷下378番地4 家屋番号：なし（未登記） 構造・種類：鉄骨造スレート葺平家建 作業所 床面積：約194.33㎡（概測） 所有者：本件所有者 建築時期：昭和52年新築（課税台帳記載より） ※以上、課税台帳の用途、課税床面積等が一部異なるが、本件では床面積につき現況概測数量で記載。 ○茨城県が指定する十王川水系十王川、洪水浸水想定区域図（浸水した場合に予想される水深0.5～3.0m未満の区間）に含まれる。詳しくは茨城県土木部河川課まで問い合わせされたい。 ○本件土地の北西側が水路（暗渠）となっており、当該土地を介して市道に接面している。歩道敷となっており、占用許可は不要である。 ○本件土地は、隣接地（379番6、379番7、379番2）と一体で利用されており、境界杭等は現認されず、境界等は判然としない。よって本件土地建物位置関係図は、公図を基に目的外建物の概ねの位置で記したものである。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 昭和38年11月25日新築 経過年数 約62年 経済的残存耐用年数 満了
仕 様	構 造 木造セメント瓦葺平家建 屋 根 セメント瓦葺等 外 壁 モルタル塗、サイディングボード張等 内 壁 プリント合板張、ビニールクロス張、繊維壁等 天 井 石膏ボード張、竿縁天井等 床 塩ビシート張、合板フローリング張、畳敷等 設 備 電気・給排水・衛生
床面積（現況）	約105.17㎡
現 況 用 途 等	階層 地上1階建 現況用途 店舗 居宅 間取り 建物間取略図参照
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	建物所有者が店舗 居宅の用途に使用している。
特 記 事 項	○本件建物と未登記の目的外建物①は、内部の階段・廊下で連絡している。 ○東日本大震災時の損傷と推定される内壁の亀裂等が見られる。その他、雨漏り跡、台所付近の床板等の撓み、床の傾きが感じられる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1-a, 1-b (土地)

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1-a	22,200	0.591	約323.00	0.60	2,543,000
1-b	22,200	0.591	約371.33	0.60	2,923,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 日立-9

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $27,700\text{円}/\text{㎡} \times 100.0/100 \times 100/104.0 \times 100/120.0 \div 22,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：必要なし。

◇標準化補正：方位+4

◇地域格差：街路条件▲3.0 交通・接近条件▲1.0 環境条件+25.0

イ 個別格差：物件1-a 規模▲10 形状▲35 角地+1

物件1-b 規模▲10 形状▲35 角地+1

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	150,000	約105.17	0.012	189,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：概測数量による。

ウ 現 価 率

経過年数62年，経済的全耐用年数25.0年，経済的残存耐用年数0.0年，
 観察減価及び中古建物の市場性減価40%，残価率2%，耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率2% + (1-2%) × (経済的残存耐用年数0.0年 / 経済的全耐用年数25.0年)} × (1-観察減価40%) = 0.012

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について敷地権等価格を控除し、建物については敷地権利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1-a	2,543,000	0.35	法定地上権	890,000
1-b	2,923,000	0.10	場所的利益	292,000

イ 土地利用権等割合：

物件1-a 土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

物件1-b 土地利用権を場所的利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1-a	2,543,000	-890,000		0.70	0.70	810,000
1-b	2,923,000	-292,000		0.70	0.70	1,290,000
2	189,000	+890,000	1.00	0.70	0.70	530,000
一括価格（合計）						2,630,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1-a 0.70 物件1-b 0.70 物件2 0.70

※一体利用地の部分売却で、目的外建物の存在等があり、有効需要の減退程度を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 日立-9

所 在：日立市十王町友部字中ノ内1621番11

価 格：27,700円／㎡（対前年変動率0.0%）

位 置：JR常磐線「十王」駅520m（道路距離）

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：270㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：南西6m市道

用途指定等：市街化区域 第1種住居地域（建蔽率60%，容積率200%）

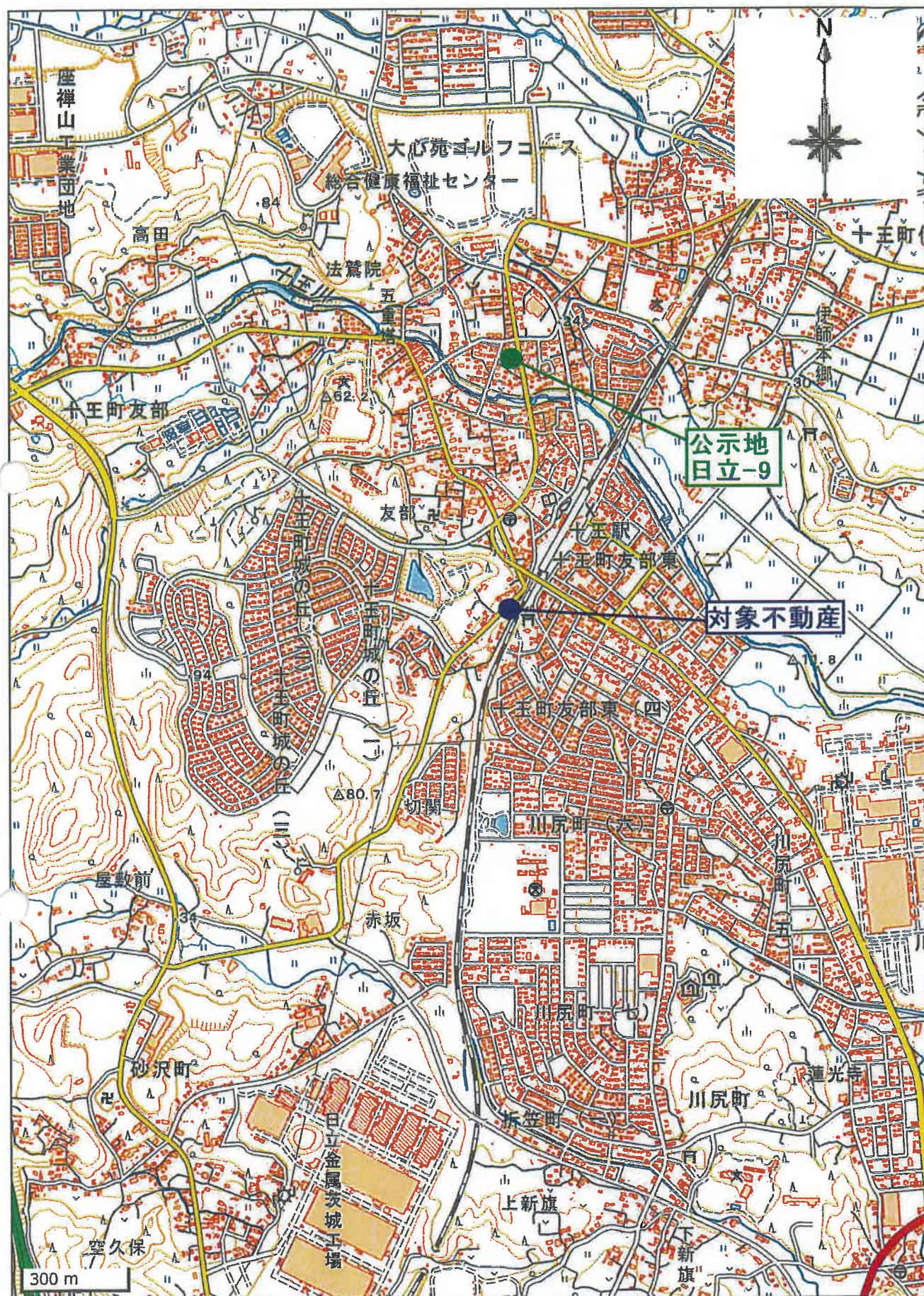
地域の概要：一般住宅の中に空地等が見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 物件位置図
- 2 周辺見取図
- 3 土地建物位置関係図
- 4 公図写
- 5 建物図面各階平面図写
- 6 建物間取略図

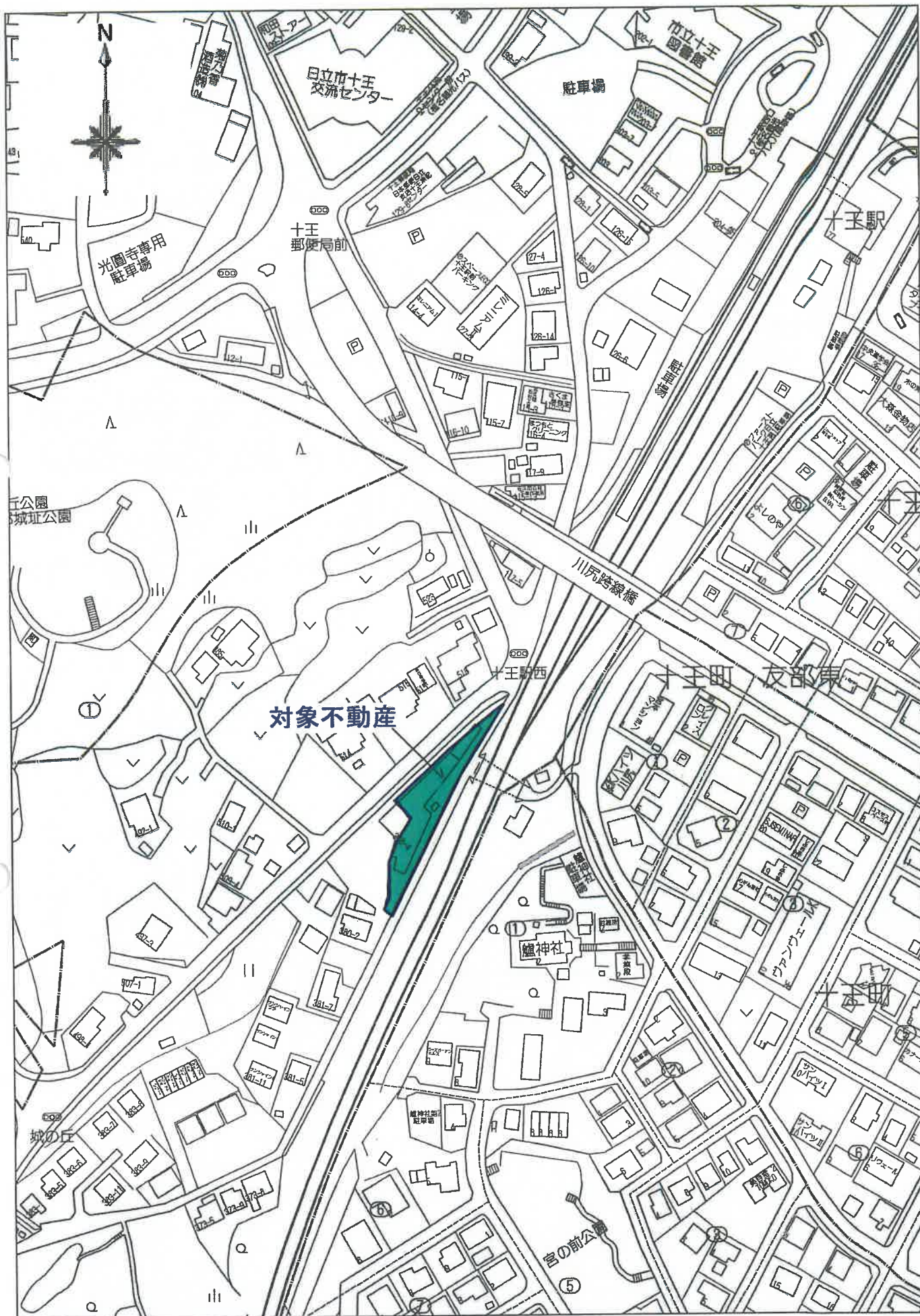
以 上

物件位置図



縮尺:1/15000

周辺見取図



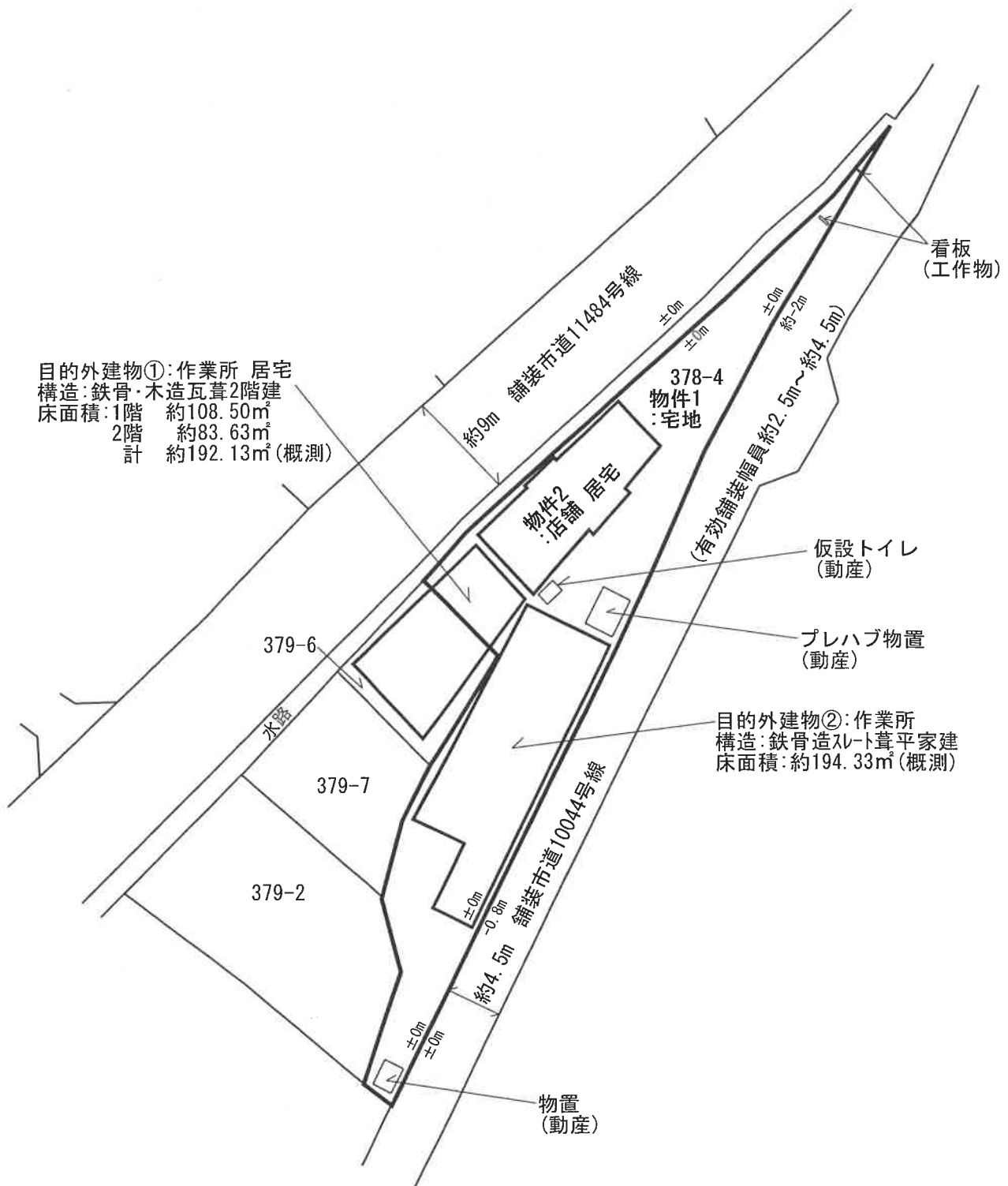
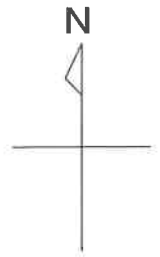
80m

1:2000

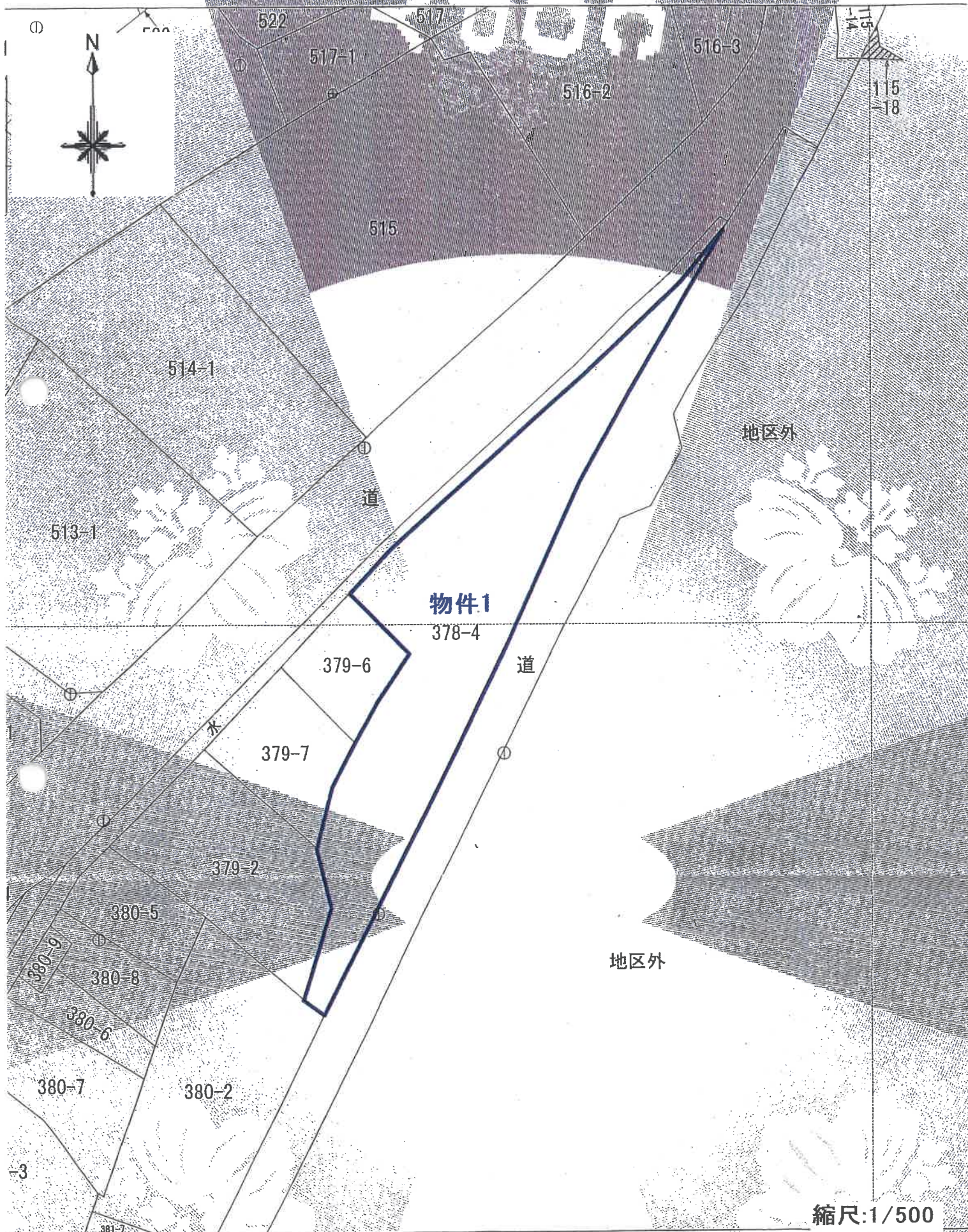
ゼンリン住宅地図

土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第121号
日立市十王町友部



縮尺:約1/500



登記年月日：昭和38年12月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(水戸地方裁判所日立支部管轄)
令和7年7月11日 さいたま地方裁判所

登記簿

請求番号：22-2

(1/2)

整理番号 702598

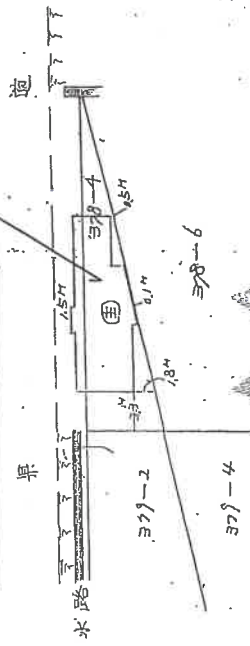
家屋番号 328-4

建物の所在 茨城県日立市大宮友部字木下378-4

日立市十玉町

建物図面

物件2



昭和38年12月23日
第100

申請人

縮尺 1/500

38.12.23

A3版をA4版に縮小

これは図面に記載されている内容を証明する書面である。
(水戸地方支務局日立支局管轄)
令和7年7月11日 さいたま地方支務局

縮尺 1/200

昭和38年12月23日

A3版をA4版に縮小

各階平面図

管理番号 702587

家屋番号 370-4

建物の所在 多賀郡日立町木戸反沢32番地(下)518-4

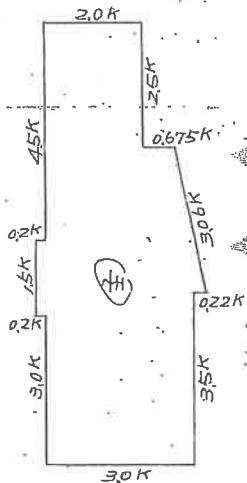
日立市十王町

昭和38年 月 日
作製年月日
昭和38年 月 日
作製年月日

申請人

[Redacted]

[Redacted]



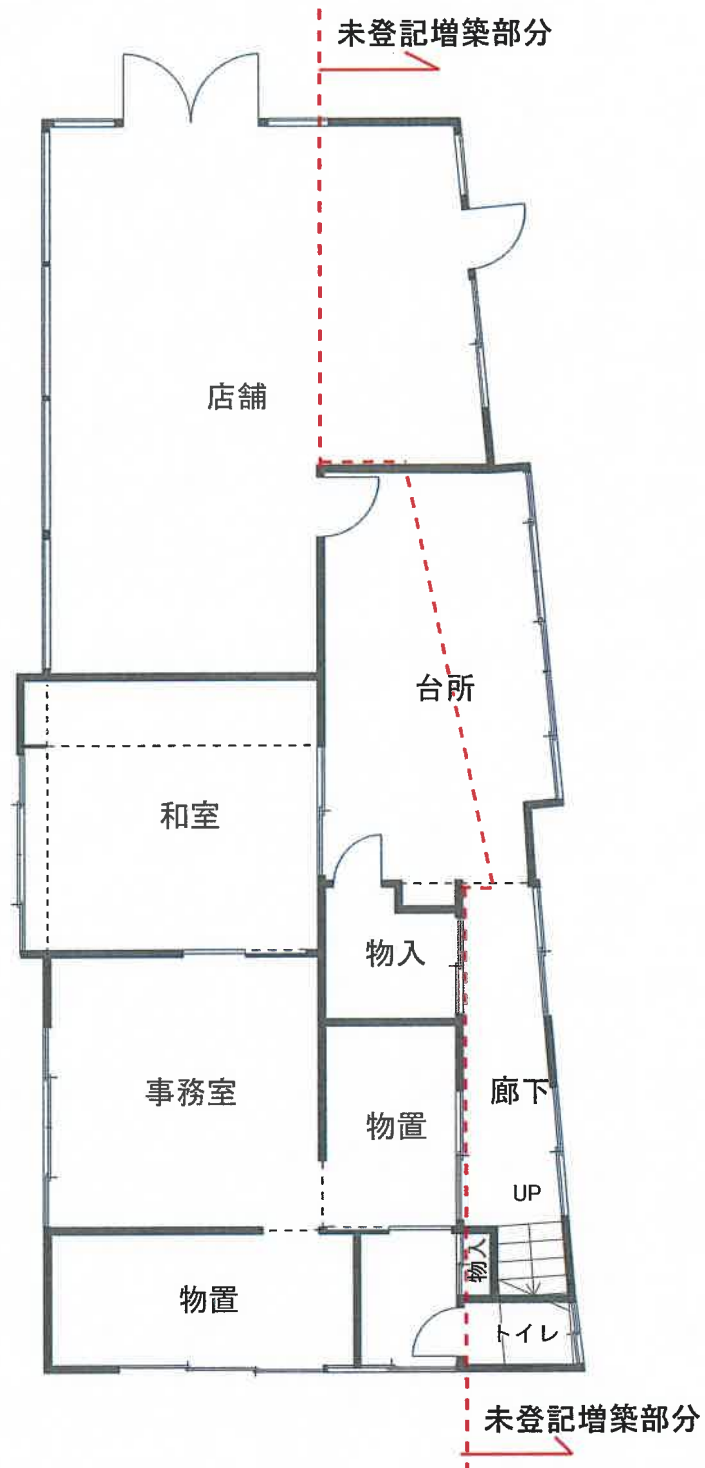
店舗兼居宅

15K x 0.2 = 3.0
90K x 20 = 180
35K x 10 = 35
3.0K x (22 - (30 x 0.22)) = 28425
366 - 28175 = 24425
24坪6合4勺

24坪6合4勺

建物間取略図

物件2: 店舗 居宅
木造セメント瓦葺平家建



床面積: 約105.17㎡(概測)
(未登記増築部分: 約23.72㎡)

縮尺: 1/100